

平成 30 年 2 月 20 日
一部改正 平成 30 年 7 月 1 日
一部改正 令和 3 年 3 月 26 日
一部改正 令和 3 年 11 月 19 日
一部改正 令和 5 年 6 月 27 日

環境省・資源エネルギー庁
大気環境配慮型 SS 普及促進事務局

大気環境配慮型 SS 認定要領

(目的)

第 1 条

ガソリンを自動車に給油する際に発生する燃料蒸発ガスは、光化学オキシダント及び PM2.5 の原因物質であることから、大気環境の保全を図るため、当該ガスを回収する装置を有する計量機を設置した給油所を環境省・資源エネルギー庁大気環境配慮型 SS 普及促進事務局（環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課及び資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室による共同事務局。以下「事務局」という。）が大気環境配慮型 SS として認定し、広く公表する等により、その普及を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条

1 運営機関

環境省からの委託を受け、燃料蒸発ガス回収装置導入給油所の認定に係る主に以下の業務を行う機関をいう。

- (1) 認定に係る申請書の受付、事前審査を行い、審査結果を環境省に通知する。
- (2) 認定証及びロゴマークの付与に係る事務手続きを行う。
- (3) 認定を受けた給油所の以下の情報を保存し、管理する。
 - ① 認定年月
 - ② 申請者名及び給油所名
 - ③ 給油所の住所
 - ④ 認定ランク（S, A, B, C）

⑤ その他管理に必要な情報

(4) 認定申請等に係る問合せへの回答を行う。

2 試験立会機関

環境省の指定を受けて、公正中立な立場から燃料蒸発ガス回収性能評価試験実施要領（平成 30 年 2 月 20 日。以下「回収性能評価試験実施要領」という。）に基づき、計量機の燃料蒸発ガス回収率を測定する試験（以下「回収性能評価試験」という。）に立会う機関又は者をいう。

3 大気環境配慮型 SS

給油時に自動車の燃料タンクから発生する燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機であって、環境省がその回収性能について確認した計量機を設置し、事務局から大気環境に配慮した給油所として認定を受けた給油所をいう。

（認定の申請）

第 3 条

大気環境配慮型 SS の認定を受けようとする者は、様式第 1－1 及び 1－2 の大気環境配慮型 SS 認定申請書に次に掲げる資料を添付し、運営機関を経由して事務局に認定の申請を行うものとする。

- (1) 様式第 2 の機器設置証明書（燃料蒸発ガス回収機能を有する計量機の設置基数、型式又は製造機種等が記載されたもの）
- (2) (1)に規定するもののほか、事務局が必要として申請者に提出を求めた書類

（認定等）

第 4 条

1 認定の対象

環境省及び資源エネルギー庁において、燃料蒸発ガスを回収する性能を有すると確認された計量機を設置している給油所を認定の対象とする。なお、本認定制度の施行前に設置した場合にあっても認定の対象とする。

2 認定の基準

大気環境配慮型 SS の認定に当たっては、個々の計量機の回収率を基に算出した給油所全体の燃料蒸発ガスの回収率に応じて 4 段階（S（回収率 95%以上）、A（回収率 75%以上）、B（回収率 50%以上）、C（第 10 条に基づく評価を受けた計量機を 1 機以上導入））の認定を行う。計量機の回収率は、試験立会機関の立会いの下、回収性能評価試験実施要領に基づき得られた回収性能評価試験結果を用いるものとする（次項に定める場合を除く）。また、法令や公序良俗に反するような給油所でないこととする。

3 懸垂式計量機の回収率

個々の懸垂式計量機の回収率については、設置時の蒸気回収配管長^{注 1)}及び曲

がり回数^{注2)}が当該計量機型式に係る回収性能評価試験時の値以下である場合に限り回収性能評価試験結果を用いるものとし、それ以外の場合は、燃料蒸発ガスの回収率を0%とみなすものとする。

4 認定

事務局は、申請のあった給油所が第2項に掲げる認定基準を満たしていると認めるときは、当該給油所を大気環境配慮型SSとして認定するものとする。

(ロゴマークの使用)

第5条

大気環境配慮型SSは、「大気環境配慮型SSロゴマーク使用規約」に従い、大気環境配慮型SSロゴマークを本制度の認知度向上及び大気環境配慮型SSの利用促進を目的として積極的に活用するものとする。

(認定の通知及び公表)

第6条

1 認定の通知

事務局は、第4条に基づき認定したときは、申請者に対し、様式第3の大気環境配慮型SS認定証を交付する。

2 認定の公表

環境省及び資源エネルギー庁は、大気環境配慮型SSの給油所名、所在地及び認定ランクについて、それぞれのホームページにおいて公表する。

(認定仕様の維持)

第7条

大気環境配慮型SSは、計量機について、認定を受けた際の回収率を維持するよう努めなければならない。

(認定の取消し)

第8条

事務局は、大気環境配慮型SSが第4条第2項の認定基準を満たさないと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(変更届出)

第9条

大気環境配慮型SSは、認定申請書にある申請者欄及び記載内容に変更が生じた場合、設置している計量機の回収性能が維持できなくなった場合又は給油所を廃業若しくは合併する場合においては、これらについて判明した日から30日以内に、様式

第4-1及び4-2の大気環境配慮型SS認定変更申請書により変更内容を運営機関に届け出るものとする。さらに、燃料蒸発ガス回収機能を有する計量機を新規設置する場合や機種の変更を行う場合にあっては、様式第4-1及び4-2とともに、様式第2の機器設置証明書により変更内容をふまえたものを運営機関に届け出るものとする。

(計量機の回収性能の評価)

第10条

1 計量機の回収性能の評価

計量機の製作者は、回収性能評価試験実施要領に基づき、試験立会機関の立会いの下、計量機の燃料蒸発ガス回収性能について評価を受けることができる。その際には、計量機の製作者は、様式第5の燃料蒸発ガス回収機能付き計量機性能評価試験申請書に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

2 評価結果の通知

試験立会機関は、計量機の回収性能評価試験に立会った場合においては、様式第6の燃料蒸発ガス回収機能付き計量機性能評価結果通知書に基づき、その評価結果を計量機の製作者とともに運営機関に対して報告するものとする。

(要領の改訂等)

第11条

- 1 本要領は、事務局により必要に応じて改訂される場合がある。
- 2 本要領の改訂により大気環境配慮型SS等に不利益が生じた場合も、事務局、環境省及び資源エネルギー庁はその責任を負わない。

注1) 懸垂式計量機において、懸垂式計量機からStage2までの蒸気回収配管の経路等の個々の機器設置条件によって長さが異なる可能性のある部分における蒸気回収配管長(回収した蒸気をStage2から地下タンクへ戻す配管含む)

注2) 懸垂式計量機において、懸垂式計量機からStage2までの蒸気回収配管の経路等の個々の機器設置条件によって曲がりの状態が異なる可能性のある部分において、蒸気回収配管(回収した蒸気をStage2から地下タンクへ戻す配管含む)の進行方向に対して屈曲している箇所であって、その角度が45度以上である箇所の数。

附則

本要領は、平成30年2月20日から施行する。

附則（平成 30 年 7 月 1 日）

本要領は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

附則（令和 3 年 3 月 26 日）

本要領は、令和 3 年 3 月 26 日から適用する。

附則（令和 3 年 11 月 19 日）

本要領は、令和 3 年 11 月 19 日から適用する。

大気環境配慮型 SS 認定申請書

環境省・資源エネルギー庁

大気環境配慮型 SS 普及促進事務局 宛

申請者

住所:

事業者名:

代表者の氏名:

電話番号:

大気環境配慮型 SS 認定要領第 3 条に基づき、環境省・資源エネルギー庁大気環境配慮型 SS 普及促進事務局の認定を受けたく、必要書類を添えて申請します。

給油所名						(* 1)
品確法登録番号						
給油所の住所						(* 1)
給油所の電話番号						(* 1)
元売名						
ガソリン給油レーンの総数						(* 2)
上記のうち燃料蒸発ガスを回収 することのできる給油レーン数						(* 3)
燃料蒸発ガス回収機能を有 する計量機の製作者、型式 又は製造機種、製造番号、 設置年月、レーン数 * 4	製作者	型 式 又 は 製 造 機 種	製 造 番 号	設置年月	レーン数	
備考						

- * 1. 本申請書に記載された事業者名、給油所名、住所、電話番号は、環境省及び資源エネルギー庁のホームページで公表されるとともに地図制作会社に提供されます。
- * 2. ガソリン給油機能を有する全ての給油レーン数を記載してください。(故障中のもの、軽油又は灯油専用のレーンは除く)
- * 3. 計量機において燃料蒸発ガス回収機能が、正常に機能している給油レーン数を記載してください。
- * 4. 本申請書については、計量機の製作者に記載内容を問い合わせることがありますので、予めご承知おきください。
- * 5. 2か所以上の給油所を同時に申請する場合又は計量機の記載欄が不足した場合は、様式第1-2に続けて記載してください。

事業者名						(* 1)
給油所名						(* 1)
品確法登録番号						
給油所の住所						(* 1)
給油所の電話番号						(* 1)
元売名						
ガソリン給油レーンの総数						(* 2)
上記のうち燃料蒸発ガスを回収 することのできる給油レーン数						(* 3)
燃料蒸発ガス回収機能を有 する計量機の製作者、型式 又は製造機種、製造番号、 設置年月、レーン数 * 4	製作者	型 式 又 は 製 造 機 種	製 造 番 号	設置年月	レーン数	
備考						

- * 1. 本申請書に記載された事業者名、給油所名、住所、電話番号は、環境省及び資源エネルギー庁のホームページで公表されるとともに地図制作会社に提供されます。
- * 2. ガソリン給油機能を有する全ての給油レーン数を記載してください。(故障中のもの、軽油又は灯油専用のレーンは除く)
- * 3. 計量機において燃料蒸発ガス回収機能が、正常に機能している給油レーン数を記載してください。
- * 4. 本申請書については、計量機の製作者に記載内容を問い合わせることがありますので、予めご承知おきください。
- * 5. 2か所以上の給油所を同時に申請する場合又は計量機の記載欄が不足した場合は、本様式を複数枚用いて記載してください。

年 月 日

機器設置証明書

____ 殿

計量機の製作者 _____

以下の給油所に下記の燃料蒸発ガス回収機能を有する計量機を設置したことを証明します。

給油所名：

住 所：

設置基数（燃料蒸発ガス回収機能を有する計量機）： 機

記

NO.	型 式 又 は 製 造 機 種	構 造 (どちらかに○)	レーン数 ¹⁾	製造番号	設置年月	設置状態 ²⁾
1.		据置式・懸垂式				☐
2.		据置式・懸垂式				☐
3.		据置式・懸垂式				☐
4.		据置式・懸垂式				☐
5.		据置式・懸垂式				☐
6.		据置式・懸垂式				☐
7.		据置式・懸垂式				☐
8.		据置式・懸垂式				☐
9.		据置式・懸垂式				☐

1)燃料蒸発ガス回収機能を有する給油レーン数を記載して下さい。

2)懸垂式の場合、設置時の蒸気回収配管長及び曲がり回数が燃料蒸発ガス回収機能付き計量機性能評価結果通知書の値以下である場合、☒を入れて下さい。設置時の曲がり回数については、45度以上の箇所の数とします。



大気環境配慮型 SS 認定証

殿

大気環境配慮型 SS 認定要領に基づき、次のとおり認定します。

記

給油所の名称

給油所の所在地

認定年月

認定ランク



環境省・資源エネルギー庁
大気環境配慮型 SS 普及促進事務局



大気環境配慮型 SS 認定変更申請書

環境省・資源エネルギー庁
大気環境配慮型 SS 普及促進事務局 宛

申請者
住所:
事業者名:
代表者の氏名:
電話番号:

大気環境配慮型 SS 認定要領第 9 条に基づき、下記内容について変更したく、必要書類を添えて申請します。

	変更後 (変更のある項目のみ記載してください)				変更前 (変更の有無に関わらず全項目記載してください)				
申請者欄に係る変更									
給油所名									
品確法登録番号									
給油所の住所									
給油所の電話番号									
元売名									
ガソリン給油レーンの総数 *3	(* 1)								
上記のうち燃料蒸発ガスを回収 することのできる給油レーン数 *3	(* 2)								
給油所の廃止	給油所を廃止する場合は ☒ を入れてください。→ ☐								
燃料蒸発ガス回収機能 を有する計量機の 製作者、型式又は製 造機種、製造番号、 設置年月、レーン数 * 5	該当に○	製作者/設置年月	型式又は製造機種 / 製造番号	レーン数		該当に○	製作者/設置年月	型式又は製造機種/製造番号	レーン数
	変更なし					変更なし			
	/ 設置	年 月	製造番号()			/ 撤去	年 月	製造番号()	
	変更なし					変更なし			
	/ 設置	年 月	製造番号()			/ 撤去	年 月	製造番号()	
	変更なし					変更なし			
	/ 設置	年 月	製造番号()			/ 撤去	年 月	製造番号()	
	変更なし					変更なし			
	/ 設置	年 月	製造番号()			/ 撤去	年 月	製造番号()	
	変更なし					変更なし			
/ 設置	年 月	製造番号()		/ 撤去		年 月	製造番号()		
計量機の記載が次ページへ続く場合は ☒ を入れてください。→ ☐ *6									
備考 * 4,5									

* 1 ガソリン給油機能を有する全ての給油レーン数を記載してください。(故障中のもの、軽油又は灯油専用のレーンは除く)

* 2 計量機において燃料蒸発ガス回収機能が、正常に機能している給油レーン数を記載してください。

* 3 計量機を設置、撤去等する場合には、レーン数に変更なくとも、記載してください。

* 4 懸垂式計量機については、設置後に改造等で蒸気回収配管長、曲がり回数が性能評価試験の値より大きくなる場合、備考欄に記載すること。

* 5 本申請書については、計量機の製作者に記載内容を問い合わせるがありますので、予めご承知おきください。

* 6 2か所以上の給油所を同時に申請する場合又は計量機の記事欄が不足した場合は、様式第4-2に続けて記載してください。

	変更後 (変更のある項目のみ記載してください)				変更前 (変更の有無に関わらず全項目記載してください)				
申請者欄に係る変更									
給油所名									
品確法登録番号									
給油所の住所									
給油所の電話番号									
元売名									
ガソリン給油レーンの総数 *3	(* 1)								
上記のうち燃料蒸発ガスを回収 することのできる給油レーン数 *3	(* 2)								
給油所の廃止	給油所を廃止する場合は ☒ を入れてください。→ ☐								
燃料蒸発ガス回収機能 を有する計量機の 製作者、型式又は製 造機種、製造番号、 設置年月、レーン数 * 5	該当に○	製作者/設置年月	型式又は製造機種 / 製造番号	レーン数		該当に○	製作者/設置年月	型式又は製造機種/製造番号	レーン数
	変更なし					変更なし			
	/ 設置	年 月	製造番号()			/ 撤去	年 月	製造番号()	
	変更なし					変更なし			
	/ 設置	年 月	製造番号()			/ 撤去	年 月	製造番号()	
	変更なし					変更なし			
	/ 設置	年 月	製造番号()			/ 撤去	年 月	製造番号()	
	変更なし					変更なし			
	/ 設置	年 月	製造番号()			/ 撤去	年 月	製造番号()	
	変更なし					変更なし			
/ 設置	年 月	製造番号()		/ 撤去		年 月	製造番号()		
計量機の記載が次ページへ続く場合は ☒ を入れてください。 → ☐ *6									
備考 * 4,5									

* 1. ガソリン給油機能を有する全ての給油レーン数を記載してください。(故障中のもの、軽油又は灯油専用のレーンは除く)

* 2. 計量機において燃料蒸発ガス回収機能が、正常に機能している給油レーン数を記載してください。

* 3. 計量機を設置、撤去等する場合には、レーン数に変更なくとも、記載してください。

* 4. 懸垂式計量機については、設置後に改造等で蒸気回収配管長、及び、曲がり回数が性能評価試験の値より大きくなる場合、備考欄に記載すること。

* 5. 本申請書については、計量機の製作者に記載内容を問い合わせることがありますので、予めご承知おきください。

* 6. 2か所以上の給油所を同時に申請する場合又は計量機の記事欄が不足した場合は、本様式を複数枚用いて記載してください。

燃料蒸発ガス回収機能付き計量機性能評価試験申請書

環境省・資源エネルギー庁

大気環境配慮型 SS 普及促進事務局 宛

申請者

住所:

名称:

代表者の氏名:

電話番号:

大気環境配慮型 SS 認定要領第 10 条第 1 項に基づき、燃料蒸発ガス回収機能付き計量機性能評価試験を受けたく、必要書類を添えて申請します。

製品名			
計量機の型式			
計量機の構造		据置式 ・ 懸垂式	
蒸気回収配管長 ¹⁾	m	曲がり回数 ²⁾	回
製作者等の氏名又は名称			
燃料蒸発ガス回収方式		蒸気回収 ・ 液化回収	
燃料蒸発ガス回収率申請値 ³⁾		%	

備考

(性能を同一とする型式やモデルチェンジ等の変更内容があれば記載してください)

1)、2)懸垂式の場合、性能評価試験時の値を記載してください。曲がり回数については、90 度の箇所の数を記載してください。

3)製作者で測定した回収率があれば記載してください。

燃料蒸発ガス回収機能付き計量機性能評価結果通知書			
運営機関 計量機の製作者 宛			
試験立会機関			
大気環境配慮型 SS 認定要領第 10 条第 2 項に基づき、申請のあった燃料蒸発ガス回収機能付き計量機について、下記のとおり評価しましたので通知します。			
製品名			
計量機の型式			
計量機の構造		据置式 ・ 懸垂式	
蒸気回収配管長 ¹⁾	m	曲がり回数 ²⁾	回
製作者等の氏名又は名称			
燃料蒸発ガス回収方式		蒸気回収 ・ 液化回収	
試験日			
試験日の天候			
試験日の気温			
燃料蒸発ガス回収性能評価結果		%	
備考 評価試験の試験成績については次頁の通りである。			

1)、2)懸垂式の場合、性能評価試験時の値を記載してください。曲がり回数については、90 度の箇所の数を記載してください。

Stage2 性能評価試験成績表

試験期日: _____

試験場所: _____

試験担当者: _____

◎試験を実施した計量機

製品名	
型式又は製造機種	
製造番号	

◎測定機器

製作者	
型式	

◎燃料蒸発ガス回収率

給油及び回収速度 (ℓ/min)	給油速度		回収速度			
燃料蒸気圧 (ガソリンの種類)						
外気温度/タンク温度(℃)						
測定回数	1 回目 OFF,ON	1 回目 ON,OFF	2 回目 OFF,ON	2 回目 ON,OFF	3 回目 OFF,ON	3 回目 ON,OFF
回収率の測定値(%) (平均値算出に用いた物は赤字)						
回収率の平均値(%)						
備考	(項目にない試験条件は備考に記載してください)					